

平成 19 年度第 11 回定例会

町田市教育委員会会議録

- 1、開催日 平成 20 年（2008 年）2 月 1 日
- 2、開催場所 第三、第四会議室
- 3、出席委員
- | | |
|-------|---------|
| 委 員 長 | 富 川 快 雄 |
| 委 員 | 名 取 紀美江 |
| 委 員 | 井 関 孝 善 |
| 委 員 | 岡 田 英 子 |
| 教 育 長 | 山 田 雄 三 |
- 4、署名委員
- | | |
|-----|--|
| 委員長 | |
| 委 員 | |
- 5、出席事務局職員
- | | |
|----------------|---------|
| 学校教育部長 | 安 藤 源 照 |
| 生涯学習部長 | 荒 木 純 生 |
| 教育総務課長 | 老 沼 誠 |
| 教育総務課管理主幹 | 馬 場 昭 乃 |
| 施設課長 | 金 子 敬 |
| 学務課長 | 松 村 信 一 |
| 指導課教育センター担当課長 | 田 原 克 人 |
| 指導課副参事 | 飯 島 博 昭 |
| 指導課主幹 | 田 後 毅 |
| 統括指導主事 | 澤 井 陽 介 |
| 指導主事 | 岡 野 隆 |
| 指導主事 | 持 田 晃 |
| 社会教育課長 | 天 野 三 男 |
| 社会教育課市民大学担当課長 | 砂 田 勉 |
| 社会教育課副参事（管理主幹） | 細 野 信 男 |
| スポーツ課長 | 加 藤 一 美 |
| 図書館長 | 手 嶋 孝 典 |

図書館市民文学館担当課長 守 谷 信 二
(町田市民文学館長)

博物館副館長 畠 山 豊

博物館主幹 松 本 司

公民館長 落 合 忠 繁

ひなた村所長 小 川 和 明

ひなた村主幹 谷 澤 繁

大地沢青少年センター所長 深 澤 泉

国際版画美術館副館長 藤 川 満 正

書 記 小 針 敏 男

書 記 福 元 貞 栄

速 記 士 大 前 むつみ

(マキ朝日データサービス)

6、提出議案及び結果

議案第 49 号 児童・生徒への表彰について 原 案 可 決

議案第 50 号 町田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
原 案 可 決

議案第 51 号 体育指導委員の設置に関する規則等を廃止する規則について
原 案 可 決

議案第 52 号 町田市大地沢青少年センター条例施行規則及び町田市青少年施設ひなた村
条例施行規則を廃止する規則について 原 案 可 決

議案第 53 号 教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程について
原 案 可 決

議案第 54 号 町田市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程について
原 案 可 決

議案第 55 号 町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
原 案 可 決

議案第 56 号 学校図書指導員への感謝状の贈呈について 原 案 可 決

議案第 57 号 町田市立図書館運営規則の一部を改正する規則について 原 案 可 決

7、傍聴者数 1名

8、議事の概要

午前 10 時 00 分開会

○委員長 ただいまより第 11 回定例教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は名取紀美江委員です。

日程に従って進めてまいります。

日程第 1、月間活動報告、教育長からご報告をお願いします。

○教育長 それでは、1月 11 日、定例教育委員会以降の主な活動状況についてご報告をいたします。

まず、11 日、定例教育委員会終了後、教育委員全員で町田市民文学館、「ことばらんどのお正月 遊んで学べるカルタ展」を見学に行きました。その後、二十祭まちだプラネタリウム試写会が東急のところでありましたので、それを見ました。

12 日、中学校科学センター閉講式が町田第二中でありました。当日は、委員長のあいさつの後、井関委員さんから講演でお話をさせていただきました。

13 日、町田市消防団出初式、消防団が 50 周年ということなのですが、町田第一小学校で出初式がありまして、出席をいたしました。その後、恒例となっていますサッカーフェスティバルが陸上競技場でありましたので、そちらの方に出席をいたしました。

14 日、二十祭まちだが総合体育館でございました。二十祭まちだについては後ほど事業報告がございますので、そちらの方で詳しいことは報告をさせていただきます。

15 日、町田地区保護司会新春の集いが市民ホールでありまして、出席いたしました。これについては、12 月に保護司会の役員さんと教育委員等々と懇談を持ったところがございます。

16 日、東京都市教育長会の幹事会・定例会がありまして、1 月については例年ですが、東京都教育長以下幹部の方が来られまして、都市教育長会からの質問事項、今年は 17 項目ございましたが、それらについて回答や説明等々がございました。

17 日は定例校長会、1 月、年の初めということで、各教育委員さんにごあいさつをいた

だいたところでは。

21日、中学生人権作文コンテストがありまして、入賞された方に市長の方から表彰がございまして、同席をいたしました。

22日、公立小学校副校長会の研究発表が町一小でございまして、それぞれ6ブロックに分かれて、3ブロックから発表がございました。

23日、あきる野市教育研究発表とありますが、あきる野市の増戸小、増戸中学校はグラウンドもくっついていますし、校舎も近接にあつて、小中連携をやっておられるということで、お誘いがありまして、行ってまいりました。

24日、25日については、関東地区都市教育長協議会理事会が松本市でありまして、今年の5月、鎌倉市で総会があるわけですが、その議案等を審議いたしました。

26日、文化財防火デー、今年は本町田の菅原神社境内で行いました。

27日、武相駅伝競走大会がありまして、委員長と出席をいたしました。

29日、町田市文化協会新年賀詞交換会がございまして、出席をしております。

31日、(仮称)相原子どもセンター新築工事着工式が、建設予定地ではないのですが、近くの公園の管理事務所でございまして、子どもセンターが所管をするものですが、委員長と出席をしております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

両部長から補足がございましたらどうぞ。

○学校教育部長 1月13日(日曜日)ですけれども、町田市少年少女発明クラブの第3回アイデアものづくりコンテスト作品展がございました。教育長のかわりに出席をいたしました。

表彰式と展示がございまして、町田市関係では市長賞、教育長賞、議長賞がありました。教育長賞は小学校6年生の「ぬれない傘」、傘が楕円形で、軸が中心にあるわけではなくてちょっと後ろにあつて、前に突き出しているような傘でした。

○委員長 各委員から何かありましたらお願いします。

○井関委員 2つあります。1月18日に小学校PTA連絡協議会との懇談会が開かれまして、テーマは「学校、地域、保護者の関係づくり」というので活発な議論がありました。そのとき、10月に同協議会から市長並びに教育長あてに出された要望書に対する回答を見せていただきました。内容は広範なことについて要望されていたのですが、今日はその中

から2点、話させていただきます。

まず、夏の対策として各教室にエアコンを設置するというのですが、12月19日の図師小の新築工事着工式で来賓の方から、小学生と話すと、一番に教室にエアコンをつけてほしいと言われるので、ぜひ希望をかなえてほしいというあいさつがありました。そのとき、エアコンはもうぜいたくではないからと言われていたのですけれども、果たして一番でいいのかなと思いました。幸い、回答ではそのまま受け入れるということにはなっていないので、特別教室、その後、図書室を計画しているということでとどめておられました。

先日、小学校を見学したときに暖房が石油ストーブで、1～2年生の教室は石油ストーブのガードの上にまたもう一個、金属製のガードで強化していたのですけれども、ほかの教室ではももとの石油ストーブについてガードしかなくて、子どもが暴れるとやけどをしそうかなと心配しました。学校によってはファンヒーターになっているところもあるのですけれども、23区から来られた先生が「まだ石油ストーブですか」と何か珍しいものを見るようなことを言うというのをよく聞いたことがあります。

夏の盛りに学校を見ますと、どこの学校だったかは思い出せないのですが、小山田小だったでしょうか、上の階の教室が直前の建物が低くて、そこの屋根から照り返しがあって大変暑いので、よしずやすだれで工夫していました。そのような教室は特別ですけれども、果たしてエアコン設置が第一順位になるのかなと思います。特に我慢することを身をもって学ぶこと、あるいは快適な環境で学業が進むこと、どっちが重要なのかということは簡単な議論ではないので、すぐ回答されなかったのはよかったのではないかなと思います。これからもじっくり議論していただければと思います。

もう一つは公衆電話のことなのですが、学校の安全と防犯上、公衆電話の設置を求めていました。広く携帯電話が普及してきたために、使用頻度の低い公衆電話はどんどん減らされてきています。私の前の職場でも、夜間に人がいないときに事故が起きたらどう通報するかというのが問題になりまして、建物の中に入らなくてもいい電話ボックスを設置してもらいました。校内が広いので、電話の管轄で2つ電話局があったのですが、1つの方の電話局では、使用予想は低くても、安全で便利だから設置してあげましょうとすぐ引き受けてくれたのですが、もう一個の方はだめと言って、電話局によって態度が違いました。NTTのシステムが完全民営化されてきている現在では、その環境はさらに厳しいものになっているのではないかと思います。

ひなた村では、公衆電話に「皆さんが使ってくれないと廃止になってしまうので、でき

るだけ使ってください」という掲示がしてありましたけれども、もし電話が残っていれば、まだ掲示も残っているのではないかと思います。便利になってきて、携帯電話を多くの人々が持ってしまうと、全員が持っているという概念で物事が進んでしまう。携帯電話の害があるから子どもには持たせたくないという保護者がいると思うのですけれども、何せ学校のセーフティ教室でそういう対策を話す時代ですから、持たせたくないと言っても、学校からの連絡手段がなければ、結局、弱い者は大勢に流されて持たせるより仕方がなくなってしまうのではないかなと思うのですね。

この要望に対する回答は、「一律に学校に設置する予定はない」と書いてありました。「一律」という語句がついていますので、場合によってはつけられるということも含んでいるのではないかと思います。NTT管理の赤電話でなくても、学校管理のピンク電話を置くことも考えられますので、ぜひ学校の公衆電話を確保していただければと思ひまして、発言いたします。

もう1件は図書館関係の報告なのですけれども、町田の図書館活動をすすめる会が発行している「知恵の樹」という機関紙があります。その中から、中央図書館で感心したことが書かれていましたので、それについて紹介します。この「知恵の樹」にはかなり厳しい批判がしばしば載っていて、血祭りに上げられた人はげんなりしてしまうぐらいのことも書いてあります。今回は2007年12月26日号で褒めてくれているのですが、ある児童書の表紙の見返しに、その本の話に出てくる町の様子がカラーで描かれていて、子どもがその絵の中の線路をたどりながら話を読めるようになっています。普通ですと、この部分は本のカバーをつけてしまうので、ほとんど見えなくなってしまうのですけれども、この本ではカバーを切り取って、絵が隠れないようにカバーが張ってあったということです。図書館の職員が機械的にカバーをつけ、ラベルを張ってしまうことが多いのですけれども、わずかな配慮ですけれども、本が読まれる様子を想像して丁寧にカバーをかけている職員の存在が利用者として頼もしいというお褒めの言葉をいただいていた。

これに関連しますと、本の値段は税制が変わると変わってしまうのですが、この頃はカバーに印刷されることが多くなっています。新しいことが要求される本では、中の奥づけではなくて、発行日まで外のカバーに印刷されています。そうすると、職員の人が決まったとおりにやると、その値段や発行日の記述がなくなったり、見えなくなったりすることも出てきます。

また、この号には、PISAの調査で「図書館に行くことが楽しい」「本の内容について

話をすることが好き」という質問には日本が圧倒的に高い比率であったのだけれども、「読書する割合は低いのに」というような記述もありました。今日は時間がないので、そこは省略いたします。

あと、今度は逆に利用者の一人として私も褒めなければいけないのですけれども、正月、絵本のコーナーでたこが飾ってあって、お飾りが壁にありました。子どもたちに「よく来てくれました 本を読んでくれてありがとう」と言っているような雰囲気が出ていました。多分、職員の方の手製だと思うのですが、関係者の方に感謝して今日の報告を終わります。

○委員長 井関委員は、さっきの学校のエアコンについては、我慢がいいのか、快適さがいいのか、もっと論議をすべきだというお考えですね。

○井関委員 結論をスパッとすぐ出さないでという意味です。

○委員長 そういうお考えも含めて報告されました。

では、次にどうぞ。

○岡田委員 私は、公立小中学校作品展の中学校は既に終わらして、現在、小学校がやっているのですけれども、見てまいりました。

中学校の方では、中学校 10 年展ということで、特に国際版画美術館の方で 10 年間保存しておいた作品も同時に飾ってありました。そうしたことをしていただいていると、今 20 年分たまっているということなのですから、長く続けることで美術の教育の歴史のようなものもわかってくるし、それと同時に子どもたちの生活などについて、このように変わっているなということがわかって、大変楽しく見せていただきました。

全体的に作品展を見ていて思いましたのは、小学校の特に 1 年生は元気いっぱい、とてもエネルギーが溢れているのですけれども、少しずつ大人になっていって、中学生になると大変きれいな、端正な絵が多いなと思いました。その 10 年間を比べているところでも、やはり昔に比べて今の子の方がきれいに書くなと思いました。ということは、いい意味もありますけれども、逆に言うと、感情が余り出てきていない絵がふえてきているのかなという気も少ししました。

それから、小学校を幾つか見せていただきました。指導主事訪問で鶴川第三小、成瀬台小学校、道徳の方で忠生第一小学校へ行きました。それぞれ学校の先生方が研究テーマに沿って授業の仕方についての取り組みをしてくださっているので、いい授業を見せていただいたのですけれども、特に子どもの発言の方で印象に残ったものがありました。

お店屋さんごっこなどでの発言なのですから、大人が指導していないのに、子ども

がとても生き生きと本当にお店屋さんのような対応でした。そのところで、先生が上手に指導してくださっていることもあるけれども、子ども自身の生活体験が非常に大事ななと感じました。子どもの生活体験が豊かであれば、それだけ授業全体も、クラスの授業そのものも活発になるし、先生方も力を思う存分發揮して、いい授業をしていくことができるなと思いました。これは東京都市町村教育委員会連合会の講演会で、多摩教育事務所長の柴崎所長からのお話の中でも、小・中の教育に関して地域の力との連携が大事だという話でしたけれども、やっぱり家庭の教育、地域の教育ということで、子どもの生活体験を豊かにできたらいいなと思いました。

研修会で印象に残った言葉がありますので、それも皆さんにお伝えしようかと思います。PISAや、そうした学力のことでいろいろと言われておまして、日本の子どもの学力は下がったという話なのですけれども、一番気になるのは、OECD14カ国の中で日本の大人の理科の成績は14カ国中13位ということです。子どもは一生懸命勉強しても、大人になるとすっかり忘れていくという事実は何とかしようという話をされていましたので、自分の身に振り返って何とかしていきたいと思います。

○名取委員 二十祭まちだに関して、後でこの報告があるということですがけれども、少し感想を述べたいと思います。

プラネタリウムの上映会なのですけれども、パンフレット一つとっても、とても手づくり感のあふれたものでした。上映も温かみのある、居心地のよい空間だったと思います。年々よいものができ上がっていく中で、プラネタリウムが今回限りとなってしまうことがとても残念です。

それから、式典の方ですけれども、新成人の人たちはとても落ちついたように、ロビーでもとても和やかな雰囲気があふれていました。また、中学校のPTAの方々の展示もあり、その当時の校長先生や担任の先生からのメッセージがあって、その前で写真を撮ったりして、そこにもPTAの方たちの温かい見守りがあってありがたいなと思いました。

全体的に本当に温かい雰囲気が流れていたように思います。そして、メインステージは、とにかく司会者やステージに上がった人たちだけに注目が行ってしまいますけれども、そこにはやはりたくさんの実行委員のメンバーやかかわり合った人たちがたくさんいるのだなということを大勢の人に知ってほしいなと思いました。とてもよい式だったと思います。

○委員長 ありがとうございます。各委員からもこの1カ月間のさまざまな活動、参加からのご意見、あるいは感想が述べられました。提言のようなこともございましたので、

またそれぞれの所管で検討していただきたいと思います。

それでは、以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第49号 児童・生徒への表彰についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○**教育長** 議案第49号は、児童・生徒への表彰についてでございます。

本件は、優秀な成果をおさめた、あるいは他の模範となる行為のあった児童・生徒に対し、町田市教育委員会表彰規程、町田市教育委員会児童・生徒表彰事務要領に基づき表彰をするものです。

次のページをごらんいただきたいと思いますが、本年については、小・中学生ですが、個人が21名、クラブ2ということで、23の個人・団体に表彰をするということでございます。

○**委員長** 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらどうぞ。

これは別途、表彰式がございます。各委員にもご参加をいただいてという案内も来ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいですか。――では、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第49号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することいたします。

議案第50号 町田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○**教育長** 議案第50号は、町田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則についてでございます。

条例の施行のための規則、条例の委任に基づく規則又は条例とともに公布すべき規則については、市議会での条例の可決を条件に教育委員会の会議において議決をしております。この場合は、会議において議決をした日から起算して7日以内ではなく、条例の公布と同日に公布を行っているため、実態に合わせて一部改正をするものでございます。

次のページの裏のところに新旧対照表があります。改正後、改正前とありますが、実質

的にはただし書きをつけたということです。「ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。」。7日以内に公布することが原則ですが、議会の関連や、そういうものについては、ただし書きで「この限りでない。」ということの規則改正でございます。

○委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第50号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第51号 体育指導委員の設置に関する規則等を廃止する規則についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第51号は、体育指導委員の設置に関する規則等を廃止する規則についてでございます。

本件は、スポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例——これは12月議会で可決をしておりますが——に基づき、平成20年4月1日に市長部局に移管される教育委員会各部署所管の規則を廃止するため、制定するものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。廃止する規則ですが、6つございまして、1つには体育指導委員の設置に関する規則、2つ目に町田市立博物館条例施行規則、3つ目に町田市美術資料収集委員会規則、4つ目に町田市立国際版画美術館条例施行規則、それから町田市博物館資料収集委員会規則、町田市体育施設条例施行規則、この6つについて廃止をするものでございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

組織改正に係る規則等の廃止ですね。6項目一括しての案件でありますけれども、よろしいでしょうか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第51号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案どおり決することにいたします。

議案第52号 町田市大地沢青少年センター条例施行規則及び町田市青少年施設ひなた村条例施行規則を廃止する規則についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○**教育長** 議案第 52 号は、町田市大地沢青少年センター条例施行規則及び町田市青少年施設ひなた村条例施行規則を廃止する規則についてでございます。

本件は、町田市組織条例等の一部を改正する条例——これも 12 月議会で可決をしておりますが——に基づき、平成 20 年 4 月 1 日に市長部局に移管される教育委員会各部署所管の規則を廃止するため、制定をするものでございます。

次のページをごらんいただきたいのですが、廃止をする規則が 2 つございまして、1 つは町田市大地沢青少年センター条例施行規則、2 つ目に町田市青少年施設ひなた村条例施行規則、以上でございます。

○**委員長** 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

これも議案第 51 号と同様に、組織改正に伴う規則を廃止する案件であります。よろしいですか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 52 号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することいたします。

議案第 53 号 教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○**教育長** 議案第 53 号は、教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程についてでございます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、引用条項の項ずれを修正するため、一部を改正するものでございます。

次のページの裏に新旧対照表が載っております。実質的には、今まで第 1 条で地教行法「第 26 条第 2 項」となっておりましたが、改正の地教行法では「第 26 条第 3 項」ということですので、その部分を改正するということです。あわせて、改正前、「町田市立小・中学校長」となっているのを「町田市立小学校及び中学校の校長」と文言の整理をするものでございます。

○**委員長** 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 53 号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することいたします。

議案第 54 号 町田市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 54 号は、町田市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程についてでございます。

本件は、スポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例に基づき、平成 20 年 4 月 1 日に学校における体育以外のスポーツに関すること、すなわち社会体育は市長が管理及び執行することになります。そこで、社会体育について教育委員会表彰の事由から削除するため、改正をするものです。

次ページの裏側をごらんいただきたいと思います。新旧対照表がございますが、改正前が右側、改正後は左側です。第 1 条については文言の整理で、実質的には第 4 条の(2)のところ、今まで「社会教育、社会体育」とありますが、そのうち「社会体育」を削除するという内容のものでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 54 号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することいたします。

議案第 55 号 町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 55 号は、町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

本件は、2010 年(平成 22 年) 4 月に開校予定の小山中央小学校の通学区域の設定及び既設関連校の小山小学校並びに小山ヶ丘小学校の通学区域の変更のため、改正をするものでございます。

本件につきましては、通学区域の検討委員会の報告ということで 12 月 14 日に報告を受

けておりますので、1月の定例教育委員会で報告をさせていただいた内容のものでございます。

2枚ございますが、一番最後のページの裏側に小山地区通学区域図があります。小山中央小学校、小山ヶ丘小学校、小山小学校、1月に報告をしておりますが、このようなことで通学区域を変更したり、設定したりするという内容のものでございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

○井関委員 1つ関連して確認ですけれども、図師小の開校予定と通学区域の設定スケジュールがもしわかっていたら教えていただけますか。

○学務課長 図師小は2009年4月に開校です。来年度中に通学路の安全性を確保していきたいと考えています。

○井関委員 もう通学区域はここにかかったのでしたっけ。もう終わっているのですね。

○学務課長 はい。たしか去年度の教育委員会で、いつかというのは覚えていないのですけれども、去年の12月か今年の1月の定例教育委員会で同じ規則の改正案を出したはずで

す。

○井関委員 もちろん着工の方が先に進んでいるから、終わっているかと思いますが、記憶がなかったものですから、確認しました。どうもありがとうございました。

○委員長 ほかにございますか。

○岡田委員 通学区域そのものではないのですけれども、この多摩境通りが学校の正門の前にありまして、大通りで、今、工事中の車で非常に交通量の多い通りになってきているので、子どもたちの安全が十分確保されるように、横断歩道や、できれば歩道橋の整備がちゃんと図られるように、そちらの方への働きかけもしていただけるといいなと思います。お願いします。

○学務課長 歩道橋に関しましては、現在バリアフリーの関係で次第次第に撤去しているところです。あと、通学路の安全性については、なるべく大きな道を渡らないような方向で検討しております。多摩境通りのところはちょうど車道を渡らないで済むような迂回路がありまして、現状、小山ヶ丘の子どもたち、小山の子どもたちもそこを通っているようです。

○委員長 ほかにございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第55号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 56 号 学校図書指導員への感謝状の贈呈についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 56 号は、学校図書指導員への感謝状の贈呈についてでございます。

本件は、町田市立各小・中学校において、多年にわたり（5年）学校図書指導員（ボランティア）として町田市の学校教育の向上と発展に寄与された方に対し、町田市教育委員会感謝状（贈呈）事務取扱基準第 2 (5) に基づき感謝状の贈呈をするもので、同意をお願いします。

対象の方ですが、次のページをごらんいただきたいと思います。学校名、氏名とございますが、それぞれ 5 年以上ということで、5 名の方に感謝状を贈呈するという内容のものでございます。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 56 号は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり同意することに決しました。

議案第 57 号 町田市立図書館運営規則の一部を改正する規則についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 57 号は、町田市立図書館運営規則の一部を改正する規則についてでございます。

本件は、2008 年 4 月より、京王線沿線 7 市（八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、多摩市、稲城市）で協定を結び、市立図書館の相互利用を開始するため、改正をするものでございます。

次のページの裏に新旧対照表が載っております。第 7 条第 2 項で、従前は「相模原市内若しくは八王子市内に在住している」とありましたが、相模原は先日やったばかりですが、それを「図書館の相互利用に関する協定を結んだ市内に在住する」ということに改めるものでございます。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 57 号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 58 号 町田市学校保健功労者への表彰及び感謝状の贈呈についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 58 号は、町田市学校保健功労者への表彰及び感謝状の贈呈についてでございます。

本件は、永年にわたり学校医等として学校保健の進展に寄与され、その功績が顕著な方 5 名を町田市教育委員会表彰規程第 2 条に基づき表彰し、また、多年にわたり学校医等として学校保健の向上に尽くされた方 6 名に町田市教育委員会感謝状（贈呈）事務取扱基準第 2 に基づき感謝状を贈呈するものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。上の方に 15 年以上の方の表彰で 5 名の方、その下、10 年以上で 6 名の方に感謝状ということをお願いをするものでございます。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

○学務課長 平成 18 年の第 11 回定例教育委員会で、岡田委員より、対象者が 10 年、15 年と、比較的期間が短いので、将来的に検討していただければというお話がありました。先日、1 月の学校保健会の役員会では、その話はずっと続けていくとは言っておりませんが、やっぱり慣例としてやるということでした。ただ、退職時に感謝も表彰もされないということは避けていただきたい、何らかの感謝あるいは表彰を出していただければという意見がありました。

○岡田委員 私もそのことは覚えていまして、どうしたのかなと思っていたら、去年と同じように出てきたので、ああ、通らなかったのだなと思っていました。今のようなことであれば 10 年、15 年で、10 年間やっていただかなかった方は退職時に何の表彰も感謝状の贈呈もなくということになるのかなと思います。そうすると、5 年とか、また区切り方も弾力的にご検討なさったらいかがかと思います。

○学務課長 わかりました。またさらに 1 年かけて考えていきます。

○委員長 1 年かかるのですか。

○学務課長 何分、もらっている方々が審議していますもので……。

○委員長 十分長い期間が必要なのでしょうか。

ほかになれば、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 58 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

日程第 3、協議事項、町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱の一部改正についてを協議いたします。

○教育総務課長 町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱の一部改正についてでございます。

改正理由といたしましては、スポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例に基づきまして、平成 20 年 4 月 1 日に博物館及び国際版画美術館が市長部局に移管されます。そこで、博物館及び国際版画美術館に係る規定について、教育委員会の要綱から削除するため、改正するものでございます。

改正内容といたしましては、1 ページから 5 ページまでが改正後の要綱です。6 ページ以降が改正前となっております。

改正内容は 2 点ほどございまして、1 点目につきましては、第 16 の適用除外する嘱託員から博物館法に規定する館長の職の嘱託員を削除いたします。

その他、文言の整理を行います。

施行期日については、2008 年 4 月 1 日から施行したいと思っております。

以上、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより協議いたします。何かございましたらどうぞ。

○岡田委員 今説明していただいたので少しよくわからないのですが、博物館の館長の職の嘱託員を削りますということは、館長さんを嘱託員の対象としないという意味かと思ったのですが、そうすると、館長さんは今後どのようにして依頼をしていく形になるのでしょうか。

○社会教育課長 基本的には市長部局の非常勤嘱託員要綱の中に盛り込むということになります。

○委員長 つまり、嘱託という身分そのものには変わりはないけれども、ただ、組織改正で市長部局に移るのでということですね。

岡田委員、そういうことだそうですね、さらにつけ加えるのであればどうぞ。

○**岡田委員** ということは、博物館法から館長が外れるということですか。そういうことでもないですか。

○**社会教育課長** 今回の組織改正で、博物館は博物館法から外れる博物館になります。そのあり方については基本的に変更しないという方針が出ておりますので、市長部局の方で規則も要綱も整備するということになります。

○**委員長** では、以上で協議を終了します。

町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱の一部改正については、協議の結果、差し支えないということで、終了したいと思います。

日程第4、報告事項に入ります。

現在、10点ございますが、追加はございますか。

○**学務課長** はい。一番最後をお願いします。

○**委員長** では、11点目ということですね。

では、1点目から順をお願いします。

○**教育総務課長** 地方自治法第180条の4に基づく教育委員会の組織等に関する協議についてでございます。

これにつきましては、4月1日、全庁的な組織改正に合わせて教育委員会の組織体制を一部変更するため、地方自治法の規定に基づき、1月25日付で市長へ協議をいたしましたので、ご報告をいたします。

変更内容については3点ございます。

1点目につきましては、教育総務課に置かれている学校環境整備係を施設課に移管し、課の出先機関として位置づけ、名称を学校施設管理センターとする。

2点目につきましては、学校施設管理センターに担当課長を置く。

3点目につきましては、社会教育課に置かれている「市民大学担当課長」を「文化財担当課長」とするという3点でございます。

変更理由につきましては、記載のとおりでございます。

○**指導課副参事** 指導課の方より、中学生職場体験事業第3期の実施状況についてご報告いたします。

お手元の資料のとおり、第3期の中学生職場体験事業につきましては、1月28日（月曜日）から2月1日（金曜日）まで実施中でございます。町田第三中学校を含む全4校で573

人の生徒が延べ 173 事業所において現在体験中でございます。今年度の体験事業につきましては、この第 3 期をもって全中学校で終了となります。

なお、来年度につきましても、今年度と同様に 3 期に分けて実施の予定でございます。

○社会教育課副参事 報告事項 3 についてご説明いたします。

2008 年 4 月の組織改正に伴いまして、生涯学習部の指定管理者の関係につきまして、現行、導入している体育施設、自然休暇村等につきましては市長部局へ移管されます。また、当面、施行する事例もないことから、廃止するものでございます。

○社会教育課長 私の方から、2007 年度二十祭まちだの事業報告と武相自由民権史料集のご報告をさせていただきます。

1 点目の二十祭まちだの事業報告は、今回は参加人数のご報告で、今現在、二十祭まちだ実行委員会の方で活動報告の反省とそのまとめを行っております。

人数でございますけれども、今年度は例年と比較しまして少ないイベントで進められました。ダンスとプラネタリウムとメインステージの 3 種類ということで、ストリートダンスが 258 名、プラネタリウムの試写会が 59 名、本番のときが 130 名、それからメインステージの方が概数でございますけれども、来場が 2,800 名、入場が 2,200 名で、合計 3,347 名でございます。この考え方としては、メインステージの概数も入っておりますので、この程度の人数ということになります。

それから、「武相自由民権史料集」ですが、町田市は自由民権運動を市民とともに歴史的に位置づけて次世代に継承していくという目的で、自由民権資料館では研究づけております。この 10 年間のプロジェクトとして、武相地域の自由民権についての史料集をここでまとめまして、発刊いたしました。今までの自由民権運動の史料集については、色川大吉先生の三多摩の自由民権運動の史料集がございましたけれども、今回は旧神奈川圏域、武相地域に広げたことと、従来の史料集では民権期の明治 10 年代、20 年代の史料が主だったのでございますけれども、それに加えて幕末から民権期以降の史料も収集して、なおかつ地方のリーダーたちの史料も丹念に収集したところに大きな特色がございます。

発行部数は 600 セット、販売価格は 1 万 4,000 円ということで、1 月 24 日から販売を開始してございます。

○図書館長 京王線沿線七市図書館の相互利用についてご報告申し上げます。

こちらに別紙がございますように、各市の中央図書館の名称、所在地、ホームページのアドレス、あるいはサービスを中心に記載がしてあります。数が多いものですから、各館

のことまで全部含めると多岐にわたってしまいますので、中央図書館のみということで掲載させていただきました。

従来、町田市の相互利用は、相模原市、八王子市と行ってきたわけですが、今回、4月1日から施行予定の相互利用につきましても、町田市は相模原市と八王子市民に対するサービスと同水準のサービスを提供する予定でございます。各市それぞれ提供するサービス内容が違っております。7市で話し合った結果、なるべく早く実施するためには、あえて統一を図らないで、それぞれができる範囲でやるということで了解を得ていまして、このような内容で実施するという段取りになっております。

○文学館担当課長 文学館から2点ご報告をいたします。

まず、1点目ですが、1月27日に終了いたしました「遊んで学べるカルタ展―ことわざといろは歌留多」の結果報告でございます。

会期は21日間でしたが、入場者は1,786人、1日平均85名でございました。いろはカルタを時代別に展示したわけですが、色彩も豊かで、また、展示室内に畳敷きのコーナーをつくって、自由にカルタ遊びができるということもやりました関係で、大変好評をいただきました。詳細はお示ししておりでございます。

もう1点、2月9日から開催いたします「八幡城太郎と俳誌『青芝』の人びと―多摩の文学空間その1―」についてご報告いたします。

今回の開催趣旨は、ラポール千寿閣の裏手に、相模原市でございまして、日蓮宗の青柳寺というお寺がございまして、その前住職の八幡城太郎は日野草城門下の俳人でありまして、町田ペンの会の会長なども務めた文学者でございました。彼が昭和28年に創刊いたしました俳句雑誌「青芝」は、その発行所でもあり、たびたび句会も開かれた青柳寺を舞台に「多摩の文学空間」とも言えるような広がりを生み出しました。特に八幡城太郎の交友関係を中心に結成された「青芝友の会」は、戦前から活躍した詩人、小説家ら延べ100人を超える多彩な会員が参加して、単なる俳誌を超えた「青芝」の特色の1つになっておりました。

今回の展覧会では、「青芝」発行以前、以後の八幡城太郎の俳句活動と、「青芝友の会」の人々との文学的な交流を中心に構成し、戦後いち早く多摩地域に文学者が集った文学空間としての意味を、2003年に当館に寄贈された〈「青芝」八幡城太郎文庫〉の資料を中心に紹介するものであります。

関連事業等は以下にお示ししたとおりであります。なお、あわせて町田ゆかりの文学者展も同時開催をいたします。

○**大地沢青少年センター所長** 町田市大地沢青少年センター運営委員会設置要綱の廃止についてでございます。

市の組織改正に伴い、当該委員会の所管が教育委員会から市長部局に移るため、教育委員会の要綱を廃止するものです。

○**国際版画美術館副館長** 国際版画美術館からは、町田市立国際版画美術館の美術資料取扱要綱の廃止についてでございます。

この廃止の理由としましては、市の組織改正により、教育委員会から市長部局に所管が移るため、教育委員会の要綱を廃止するものでございます。

廃止期日は2008年4月1日でございます。

○**学務課長** 中国製冷凍食品と学校給食の関連です。

1月30日に、中国製の冷凍ギョーザが原因と疑われる健康被害事件が発生しまして、JTフーズが中国から輸入し、販売したものが原因であるとの報道がありました。これに関連しまして、町田市でもどうかということで報告したいと思います。

まず、小学校給食は自校の手づくり給食でありますので、冷凍加工食品は使用しておりませんので問題はございません。中学校給食では、学務課で商品指定をして、それを献立に取り入れておりますが、報道にあった回収される食品は使用していないということを昨日確認しております。

なお、今回の事件から市民の不安の感情もわかりますので、今後、2月、3月の献立の中に、回収対象ではございませんが、JTフーズ社製のハンバーグとシューマイがありましたけれども、それはここで使用しないこととしました。

なお、各小学校、中学校の保護者へは今日付で安全性について通知したいと思います。各中学校には昨日安全性の通知をしております。

○**委員長** 以上、11点の報告がございました。

一括して、質問その他ありましたらどうぞ。

○**井関委員** 報告の中に「地方自治法第180条の4の規定に基づく教育委員会の組織等に関する協議について」というのがありましたけれども、4月から組織改正で係の名前もわかっているようでしたら、生涯学習部が生涯学習部のままでいるのか、それから、その後に生涯学習課ができていますけれども、社会教育課がどうなるか。市長部局へいろんなものが移った関係で生涯学習部が変わると思うのですけれども、生涯学習部の課ぐらいは確定していますでしょうか。

○生涯学習部長 今、最終的には、生涯学習部は生涯学習課1課という形で調整されております。

○井関委員 そうすると、結局、市民大学担当課長は生涯学習課の中の文化財担当課長ですか。

○生涯学習部長 ご指摘のとおりです。

○委員長 ほかにございますか。——ないようですので、以上で日程第4の報告事項を終了いたします。

以上で第11回定例教育委員会を閉会いたします。

午前10時57分閉会